平成２５年（フ）第１１６号
神奈川県平塚市花水台32番32―802号　虹ケ浜ハイツ
債務者　二見　良雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１９号
神奈川県厚木市上依知255番地　ブロードハウス101
債務者　熊崎　　恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２６号
神奈川県平塚市万田643番地の１　セレッソクエスタ湘南406号
債務者　副島　知佳
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８号
新潟市西区五十嵐２の町9143番地102　シーサイドメイプル７号
債務者　古俣　宏基
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
新潟市西区内野西２丁目７番51号、前住所新潟市江南区大渕1196番地４
債務者　五十嵐　史（旧姓媚山・朝妻）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３号
新潟市中央区網川原２丁目13番28号　ファミーユ網川原301号、前住所新潟県阿賀野市保田3725番地の１
債務者　本間　ゆか
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
新潟市東区牡丹山５丁目13番24号　シャルム下沢105号
債務者　永田　里美
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
新潟市東区松園１丁目２番27号
債務者　齋藤　裕一
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
新潟市東区長者町６番27号　コーポ長者203号
債務者　高橋　邦夫
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
新潟市中央区南笹口２丁目１番９号　コーポ駅南203号、前住所新潟市西区山田150番地１大倉ビル406号
債務者　村上　智徳
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
愛知県岩倉市稲荷町稲荷西229番地２、住民票上の住所愛知県岩倉市大山寺町神田58番地
債務者　徳田　吉文
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第８２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字吉山894番地アメニティーハイツサワキ203号
債務者　大脇久美子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１４号
兵庫県小野市粟生町1408番地の４
債務者　小林　善裕
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２６号
香川県高松市春日町1200番地13
債務者　倉川　彰克
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
福岡県大牟田市天領町２丁目57番地
債務者　三浦　理恵
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県大牟田市天領町２丁目57番地
債務者　三浦　節子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４０号
茨城県土浦市中村南６丁目６番30号、前住所茨城県土浦市板谷７丁目601番地２
債務者　堀内　節子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係